

## いきがい・健康づくり等普及啓発事業実施委託事業者選定審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 いきがい・健康づくり等普及啓発事業の委託事業者を選定するにあたり、公正かつ適正な審査及び選考を行うことを目的として、健康福祉局にいきがい・健康づくり等普及啓発事業実施委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 委託事業者の選定及び指導に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にあるものをもって充て、委員長は、健康福祉局長寿社会部長をもって充てる。

- (1) 健康福祉局長寿社会部長
- (2) 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（地域保健）
- (3) 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
- (4) 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長
- (5) 健康福祉局長寿社会部介護保険課長
- (6) 健康福祉局保健医療政策部担当課長（健康増進）

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長が事故その他事由により職務を遂行できないときは、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長がその職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席が無ければ開催することができない。

3 委員会の運営上特に必要と認められる場合は、委員長は、委員会の構成員以外のものに対して委員会への出席を求めること、また、意見の照会等を行うことができる。

(提案書の評価)

第5条 事業者から提出された提案書について、委員はあらかじめ委託事業を実施する所管課長（以下「所管課長」という。）が作成した評価基準に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第6条 所管課長は、前条の規定による評価結果を健康福祉局業者指名選定委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿社会部高齢者在宅サービス課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月10日から施行する。
- 2 介護予防いきいき大作戦推進事業実施委託事業者選定審査委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。